

保護者様

町田市立小山中学校  
校長 土屋 敏彦

## 出席停止について

体調はいかがでしょう。一日も早く元気に登校できることをお待ちしております。

学校では、集団生活のため感染症になった場合は「出席停止」になります。これは、本人の身体と健康を守るためと他の生徒に感染させないためです。

医師により別紙にある感染症と診断されたときは、その旨を学校（担任）にご連絡ください。その後、保護者が切り取り線より下を記入して提出してください。登校が許可された後この用紙を持って登校してください。

出席停止期間については、別紙をご覧ください。

保護者が切り取り線より下を記入して、登校再開日に提出してください。

なお、\*印のついている感染症は、町田市指定の「登校許可証」（3枚複写）を主治医が記入の上、学校に提出をお願いします。用紙は学校にありますので、学校までお問い合わせください。

……………き……………り……………と……………り……………せ……………ん……………

罹患報告書（保護者が記入）

年 月 日

町田市立小山中学校長様

年 組 番 生徒氏名

保護者氏名

医師より登校許可が出ましたので、登校させます。

・感染症名 \_\_\_\_\_

・学校感染症で休んでいた期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日～ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

・発症日（発症日を0日目とします） \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

・受診した医療機関 \_\_\_\_\_

## 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、感染症法6条7～9項に規定する新型インフルエンザ・指定感染症・新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後一日を経過するまで
	百日咳*	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)*	解熱した後三日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)*	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)*	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)*	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)*	主要症状が消退した後二日を経過するまで
第三種	結核*、髄膜炎菌性髄膜炎*	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎*、急性出血性結膜炎*	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	<u>その他の感染症の例(規則上の例示はない)</u> 溶連菌感染症*、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎	条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医の意見を聞き期間を決定する ※学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大防止の必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められているものであり、必ず出席停止を行うべきというものではない

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例：アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹(とびひ)